服薬フォローアップ研究会　規約

第 1 条（名称・事務局）
本会は服薬フォローアップ研究会と称する。事務局は東京都港区芝一丁目 10 番 11 号 JRE コスモ金杉橋ビル 4 階におく。

第 2 条（目的）
本会は服薬フォローアップについて、総合的視野でとらえ、科学的な研究の推進をはかり、その知識普及により、患者へより良い医療を提供するとともに、患者に選ばれる薬局になることを目的とする。
患者や地域生活者の QOL の向上や医療アウトカムの増大を目指し、服用期間中のフォローアップが薬剤師の日常業務に浸透している状態を作り出すことを目的とする。

第 3 条（事業）
本会は前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。
1. 研修会、講演会などの開催
2. 会誌、出版物などの各種メディアの制作
3. 学術研究活動
4. その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第 4 条（会員）
本会の会員は次の通りとする。
個人会員：服薬フォローアップに関心のある実務家及び研究者とする。薬剤師である必要はない。
法人会員：本会の事業に賛同する法人とする。

第 5 条（入会）
本会の会員になろうとする人は、所定の入会申込手続きを行う。

第 6 条（会員の特典）
会員の特典は次の通りとする。
1. 服薬フォローアップの事例の投稿や閲覧
2. 検討会議での事例発表

第 7 条（世話人）
本会には次の世話人を置く。

1.　世話人は 5 名以内とする。
2.　世話人は事務局からの推薦、または世話人間での推薦で任命する。
3.世話人の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

第 8 条（世話人の職務）
本会の世話人の職務は次の通りとする。
1.　世話人は、本会を代表して会務を統括する。

第 9 条（世話人会）
1.　世話人会は世話人または事務局の要請により開かれる。
2.　世話人会は世話人の 3 分の 2（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。
3.　世話人会の議決は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第 10 条（規約の変更）
本規約は世話人会の決議により変更することができる。

（附則）
この規約は 2025 年 1 月 31 日より施行する。

以上